

柏市スタートアップ事業化応援補助金交付要綱

制定 令和6年 7月11日

施行 令和6年 7月11日

(目的等)

第1条 この要綱は、柏市内において新技術、新製品、新サービス等の研究開発により事業化を目指すスタートアップに対し、柏市スタートアップ事業化応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、事業者の事業実現可能性を高め、更なる成長を支援するとともに、地域経済を牽引する成長産業の創出に繋げることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スタートアップ 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項各号に規定する中小企業者のうち、新たな事業分野の開拓及び革新的な技術開発並びに新たな産業の創出を目指す者をいう。
- (2) 基礎研究 特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため、又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究をいう。
- (3) 正規雇用者 常時雇用される労働者で、次のいずれにも該当する者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第七十六号）第二条第一項に規定する短時間労働者を除く。）をいう。
 - ア 雇用期間の定めがない者であること。
 - イ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であること。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、柏市内に事業所を有するスタートアップのうち、次に掲げる要件を全て備えているものとする。

(1) 次のいずれかに該当していること。

ア 大学の教員等又は国立研究開発法人の職員が役員となって設立した法人

イ 大学又は国立研究開発法人との共同研究契約期間を有する法人

ウ 大学又は国立研究開発法人から技術移転を受けている法人

エ 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会のVC会員から出資を受けている法人

オ 経済産業省からJ-Startup又は地域版J-Startupとして選定されている法人

カ 柏市が共催するKOIL STARTUP PROGRAMを修了した法人

キ 東大柏ベンチャープラザ又は東葛テクノプラザに入居実績を有する法人

ク その他市長が認める法人

(2) 市税を滞納していない者であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 対象者の役員等（業務を執行する社員，取締役，執行役若しくはこれらに準ずる者，相談役，顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は警察当局から排除要請のある者でないこと。

(6) 次のいずれかに該当する行為をした者でないこと。但し、以下に該当する行為であっても、継続的に、反復して当該行為を行う恐れがないと認められる者又は法令上の義務の履行としてする者若しくは、その他正当な理由がある者を除く。

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(8) 事業活動を行うために必要な法令を遵守していない、公序良俗に反する等、その他市長が不相当と認める事業を行う者でないこと。

（対象事業）

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、対象者の成長が見込める取り組みであつて、別表に掲げるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合、補助の対象とならない。

(1) 基礎研究のための事業

(2) その他市長が不相当と認める事業

（対象経費）

第5条 補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業を実施するにあたって必要な経費であり、別表に掲

げるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合、補助の対象とならない。

- (1) 他の機関又は制度において助成を受けている経費
- (2) 各種税金（収入印紙や消費税及び地方消費税含む）及び人件費
- (3) 著しく汎用性が高く、対象事業に係るものとして明確に区分することができない経費
- (4) 補助対象期間外に、契約や実施、支払いが行われている経費
- (5) 所定の帳簿類（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、振込控等）の確認ができない経費
- (6) その他市長が不相当と認める経費
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額とする。この場合において、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- 2 補助金の額は、1,000,000円を限度とする。
（申請書添付書類）

第7条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画が分かる資料
- (2) 履歴事項全部証明書の写し（発行から3月以内のもの）
- (3) その他市長が必要と認める資料

- 2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。
（標準処理期間）

第8条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、90日とする。

（実績報告書添付書類）

第9条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象経費の支払いが完了したことが分かる資料
- (2) その他市長が必要と認める資料

- 2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。
（実績報告書提出期間）

第10条 実績報告書の提出期限は、事業終了後30日以内または、実施年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の経理)

第11条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保存しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存は、対象事業完了（対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合、市長は交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。

(1) 対象者が法令、本要綱に基づく処分若しくは指示に違反した場合

(2) 対象者が交付の決定後生じた事情の変更等により、対象事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

対象事業	対象経費
製品・サービスの開発加速事業	1 機械，装置，工具，器具，ソフトウェア，情報システム，その他原材料及び副資材の購入・製作（構築）・借用に要する経費
知的財産獲得事業	2 加工，設計（デザイン），検査，ニーズ調査等の外注（請負，委託等）に要する経費
高度人材獲得事業	3 承認・許認可・知的財産の取得に要する経費 4 専門家への依頼に要する経費 5 施設の利用に要する経費
実証実験事業	6 正規雇用者の採用に要する経費 7 広告宣伝に要する経費
販路拡大事業	8 展示会の出展に要する経費